

**仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ**  
**＜愛称:パワード定期＞ (外貨投資型-円タイプ)**  
**商品説明書(契約締結前交付書面)**

下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。

- ① この預金は、特約判定日(満期日の2営業日前)の為替レートおよび「特約設定レート」によって、満期時の受取利息と元金(元利金)が円か外貨のどちらかに決定される仕組預金です。
  - ② 「特約設定レート」は、預入日の東京時間午後3時の為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅からお客さまが選択した幅を加味して預入後に決定されます。
  - ③ 特約判定日の為替レートが「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、外貨のままで支払われます。これに対して、特約判定日の為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、「特約設定レート」で円貨に交換のうえで、支払われます。
  - ④ この預金の元利金を円でお受け取りになった場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」より円安になったことによる預入通貨ベースでの為替差損が生じ、当初の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。
  - ⑤ この預金の元利金を外貨でお受け取りになった場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」よりも円高になったことによる、預入通貨ベースでの為替差益を享受することはできません。
  - ⑥ この預金は、中途解約できません。また、この預金の元利金は円貨に交換のうえ支払われる場合がありますので、必ず、余裕資金でお預け入れください。当行がやむを得ないものと認めて満期日前の解約に応じる場合には、損害金が発生し、これをお客さまにご負担いただきます。この場合、元金から損害金を差し引いた金額が、当初の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。
  - ⑦ この預金は、為替特約を組込んだ複雑な商品であり、元本割れが生じるリスクがあります。そのため、投資経験や知識が十分ではない方に適した商品ではありません。また、長期の安定的な資産形成を目的とするお客さまにはお勧めいたしません。
- ⑧ 外貨で支払われた元利金を円貨または他の通貨に交換する場合や、円貨から外貨に交換したうえでこの預金へ預け入れを行う場合は、お客さまに為替手数料をご負担いただきます。また、元利金の一部又は全部をご送金される等の場合にも、所定の手数料がかかります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご覧ください。
  - ⑨ 特約判定日(満期日の2営業日前)の為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断し、この預金の元利金が「特約設定レート」で円貨に交換のうえ支払われた場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」より預入通貨高になったことによる為替差損が生じ、預入通貨ベースで当初の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。

1. 商品名	仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ(愛称:パワード定期)[外貨投資型-円タイプ]			
2. 商品概要	この預金は、外貨定期預金に元利金を支払う際の通貨を決定する特約ならびにその特約判定に用いられる特約設定レートがあらかじめ設定された仕組預金です。為替相場の動向によっては、この特約判定の結果、この預金の元利金は「特約設定レート」にて交換のうえ、円貨で支払われる可能性があります。			
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま			
4. 預入期間	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月または1年の中からお選びいただけます。自動継続のお取り扱いはありません。			
5. 預入方法	お申込時に、米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの中からお選びいただけます。			
(1) 預入通貨				
(2) 最低預入金額・預入単位	取扱チャネル	店頭による預入の場合	パワーコール(テレフォン banking)による預入の場合	パワーダイレクト(インターネット banking)による預入の場合
	預入通貨			
	米ドル	10,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位		7,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位
	ユーロ			
豪ドル	15,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位		10,000基本通貨単位以上、1補助通貨単位	
ニュージーランド・ドル				

南アフリカ・ランド	100,000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位	60,000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位
-----------	-----------------------------	----------------------------

(3) 預入方法

一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金からの振替入金に限ります。

(4) 取扱時間

取扱チャネル	当日扱い	翌営業日扱い
店頭による預入の場合	当日営業日の東京時間 午後1時30分までのお申込み	当日営業日の東京時間 午後1時30分以降のお申込み
パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合		
パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	当日営業日の東京時間 午後2時までのお申込み	当日営業日の東京時間 午後2時以降のお申込み

6. 元利金の支払方法

(1) 支払方法

満期日以降に一括して支払います。

特約判定	満期時受取通貨	元利金の取扱方法
特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と円との間の為替レートが「特約設定レート」より円高であると当行が判断した場合	預入通貨(外貨)	お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金
特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と円との間の為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合	相対通貨(円貨)	「特約設定レート」にて円貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金 ※特約設定レートで円に交換される場合、円未満は切り捨てします

(2) 相対通貨

(3) 特約設定レート

円

満期時受取通貨を決定する基準となる為替レートです。また、お客さまが満期時にこの預金の元利金を円貨で受け取られることとなった場合に適用される換算レートでもあります。

お客さまには、預入日の東京時間午後3時における為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に加える「当行所定の一定の幅」をお申込時に当行所定の選択肢の中からお選びいただきます。

「特約設定レート」の決定は、預入後に行われますので、お申込み後に、為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。

7. 利息

(1) 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。  
具体的な金利については、店頭またはパワーコール等にてお問い合わせください。

(2) 利息の計算方法

預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1補助通貨、1年を365日とする日割計算とします。端数は四捨五入します。

満期時受取通貨が円貨となった場合でも、利息は外貨で算出したうえで、税引後の利息金額を特約設定レートにて円貨に交換します。

(3) 満期日以降の利息

満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の元利金にかかる利息は、当該通貨の普通預金金利を適用することにより計算されます。

(4) 利息の支払方法

「6. 元利金の支払方法」をご覧ください。

8. 付加できる特約事項

ございません。

9. 預金保険

この預金は、預金保険の対象ではありません。

ただし、満期時受取通貨が円貨となり、元利金が円貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金された場合には、預金保険の保護対象となります。

また、この場合、お客さまが当行にお預け入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等と合算して、元本1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。

預金保険制度につきさらに詳しい説明をご希望の場合には、預金保険機構ホームページの「預金保険制度の解説」をご覧ください。

10. 税金の概要

利息：源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。  
為替差益：雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。  
為替差損：黒字の雑所得から控除することができます。  
マル優：お取り扱いできません。  
詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。

11. その他手数料

この預金の預け入れ方法および元利金の引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。

12. 当行が契約している指定紛争解決機関

お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。  
一般社団法人全国銀行協会

	連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13.当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
14.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨預金のお預け入れやお引き出しにつき、店頭やATMにおいて、外貨現金の取り扱いはできません。このほか、外貨預金の預け入れ方法・引き出し方法には制限がございます。</li> <li>相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場合には、中途解約時の取扱いに準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金として、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた残額が払い戻されることとなります。</li> </ul>
15.取扱銀行	株式会社SBI新生銀行 東京都中央区日本橋室町2-4-3
16.お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭またはパワーコール(☎0120-456-860)までお問い合わせください。

## 想定損失額等について

以下では、観測期間を2000年4月1日から2023年9月30日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された中途解約時および満期時における想定損失額等について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損失額等が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認の上、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください(以下では、預入通貨ベースでの想定損失額等を記載しております。)。なお、想定損害金額の算定にあたり、金利の変動性については、当該算定に与える影響が小さいため、考慮しておりません。また、実際の取引においては、想定される状況と異なる状況が発生し、以下でご案内する想定損失額とは異なる場合やそれ以上の水準となる可能性があります。

### 満期時

満期時受取通貨が相対通貨(円)となった場合には、「特約設定レート」で当初預け入れ元本が相対通貨(円)に交換されることとなります。したがって、「特約設定レート」により交換された円貨を預入通貨(外貨)に換算した値と当初預け入れ元本との差が満期時にお客さまに生じると想定される損失(以下「想定損失」といいます。)となります。

円の各預入通貨に対する観測期間中の最大下落率は、次の通りです。満期時の為替レートが、預入時の為替レートから当該下落率と同一の水準で下落したものと仮定した場合の想定損失率は、当該各預入通貨の下落率と同一の割合となります。

預入通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル	NZドル	南アランド
下落率 (=想定損失率)	50%程度	48%程度	49%程度	57%程度	72%程度
想定損失額	元本が1万米ドルの場合、5,000米ドル程度	元本が1万ユーロの場合、4,800ユーロ程度	元本が2万豪ドルの場合、9,800豪ドル程度	元本が2万NZドルの場合、11,400NZドル程度	元本が10万南アランドの場合、72,000南アランド程度

※上記の特約設定レートの水準は「預入時の為替レートと同値」のケースです。これら以外の水準を「特約設定レート」として設定された場合の想定損失額は、上記とは異なります。この場合、お客さまがご選択・設定された「特約設定レート」が円安水準であればあるほど、想定損失率、想定損失額ともに、低くなります。

※上記はあくまでも過去のデータを参考に算出したものであり、この過去のデータを超える為替レートの変動があった場合の損失は、上記でご案内する想定損失以上となります。

### 中途解約時

この預金を中途解約することは原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次の通り、損害金をご負担いただきます。なお、損害金は中途解約時の市場実勢に応じて変動するため、金融情勢によっては、以下でご案内する想定損害金額以上の水準となる可能性もあります。この点、十分ご注意ください。

#### ○ 損害金の概要

損害金は、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するか、または調達したと仮定した場合に必要な金額(再構築額)および、再構築取引に伴う費用から算出されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額は、複数の要素(「預入通貨と円の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)」に対応する預入通貨および円貨の市場金利、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」)を用いて計算され、主に次の点から中途解約対象預金の価値を評価して計算します。

① 中途解約時の通貨オプションの価値

② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(預入通貨の)市場金利との差

前項①の「中途解約時の通貨オプションの価値」は、為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。

また、前項②の「市場金利との差の評価」は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることとなりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。なお、中途解約時において利息は付利されません。

#### ○ 想定損害金の水準

以下では、預入期間を1年とし、「特約設定レート」を「基準レート」として設定されたこの預金が預入直後に中途解約された場合の想定損害金の水準について、ご案内いたします。なお、上記とは異なる預入期間又は特約設定レートをご選択された場合でも、その想定損害金は、下記のご案内する各想定損害金の範囲内の金額になると見込まれます。

##### ●市場の変動が無かった場合の想定損害金

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の1%~2%程度(例えば、元本が米ドルで1万米ドルの場合、100~200米ドル程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。

##### ●次の《前提条件》のような大幅な市場変動があった場合の想定損害金

この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合、預け入れ直後に次の《前提条件》に記載のような大幅な市場変動があったことを前提に想定される損害金は、預入通貨に応じて、次の通りとなります。

預入通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル	NZドル	南アランド
想定損害金率	61%程度	58%程度	59%程度	68%程度	79%程度
想定損害金額	元本が1万米ドルの場合、6,100米ドル程度	元本が1万ユーロの場合、5,800ユーロ程度	元本が2万豪ドルの場合、11,800豪ドル程度	元本が2万NZドルの場合、13,600NZドル程度	元本が10万南アランドの場合、79,000南アランド程度

#### 《前提条件》

##### 「為替の変動性」

預入時の市場水準を観測期間(上記の通り、2000年4月1日から2023年9月30日までの期間)中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

##### 「預入通貨と相対通貨の市場金利の差(『預入通貨金利』-『相対通貨金利』)」

預入時の市場水準を観測期間中の最大値とし、中途解約時に観測期間中の最小値まで下落したものと仮定。

##### 「為替レート」

預入時の為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分(米ドルの場合:50%程度、ユーロの場合:48%程度、豪ドルの場合:49%程度、NZドルの場合:57%程度、南アランドの場合:72%程度)相対通貨安水準となったものと仮定。

## 外貨預金に関わる手数料等について

### (1)お預け入れとお引き出しに関わる手数料等

お預け入れ方法	手数料等
円普通預金からのお振替 他の通貨の外貨預金からのお振替	円貨または他の外貨を預入通貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定のTTSレート(円貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)または交換レート(外貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)が適用されます。為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨送金のお受け取りに当行所定の事務手数料がかかります。詳しくは窓口またはパワーコールなどをご確認ください。
お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替 他の通貨の外貨預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> <li>この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取扱いとなります。</li> <li>外貨を円貨または他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定のTTBレート(外貨→円貨 時に適用される当行所定の為替レート)または交換レート(外貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)が適用されます。為替手数料の金額については、下記をご参照ください。</li> </ul>
外貨でのご送金に使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>店頭での外貨送金のお取り扱いはしておりません。</li> <li>外貨送金する場合は事前にGoレミット海外送金サービスにお申し込みいただく必要があります。また別途送金手数料がかかります。</li> </ul>

### (2)為替手数料(1基本通貨あたり・片道)

#### ●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

1米ドルあたり最大5円、1ユーロあたり最大5円、1豪ドルあたり最大5円、1ニュージーランド・ドルあたり最大5円、1カナダドルあたり最大5円、1英ポンドあたり最大5円50銭、その他通貨の場合、1通貨単位あたり最大5円50銭(片道)です。

#### ●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合 (当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)

一方の通貨に最大片道0.02を乗じた金額が為替手数料としてかかります。

※ 上記の為替手数料は上限額であり、お預け入れおよびお引き出しにおいて通貨を交換される際は、為替手数料を含んだ為替レートである当行所定のTTSレート(円貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)、TTBレート(外貨→円貨 時に適用される当行所定の為替レート)、交換レート(外貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)をご確認ください。

(2021年5月7日現在)

### 仕組預金規定(パワーフレックス口座用)

この規定は、パワーフレックス口座をお持ちのお客さまが当行所定の仕組預金を行う場合の当行の取扱いを記載したものです。

#### 1. 仕組預金

- (1) 仕組預金とは、先物外国為替取引、金利オプション及び通貨オプション等を含む金融等デリバティブ取引など銀行法施行規則第13条の3第1項第5号各号に掲げるものと預金との組み合わせによる預金商品をいいます。
- (2) 仕組預金の商品性については、当行所定の商品説明書をご覧のうえ、行員の説明等を受けてください。

#### 2. 自己責任の原則

仕組預金は元利金の変動などのリスクがありますので、商品内容を十分に理解し、自己の判断と責任において申し込んでください。

#### 3. 預入方法

仕組預金は、預入れの都度、当行所定の方法により申し込んでください。預入れの可否については当行の判断に従うものとします。

#### 4. 確認書

- (1) 当行は、申込みを受けた仕組預金が成立した場合、すみやかにその預金の条件が記載された取引確認書をお客さまに交付します。
- (2) 当行は交付した取引確認書にお客さまの署名・捺印を求めることがあります。また、前項の取引確認書の記載内容に疑義がある場合には、受領した日の翌日までに当行にお問い合わせください。

#### 5. 中途解約

- (1) 仕組預金は原則として満期日前の中途解約ができません。
- (2) 前項にかかわらず、お客さまから中途解約の申出があり、当行がやむをえない事由と認めた場合および当行の「パワーフレックス取引共通規定」第10条第2項から第4項により当行が解約する場合には中途解約を行うことがあります。この場合、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの当該仕組預金の再構築額およびそれに伴う諸費用を当行所定の計算により算出し、その算出額を損害金として当該預金元本より差し引いて払戻します。

#### 6. 決定事項

仕組預金の条件として用いられる利率、レート、通貨、指標、市場価格などは、当行が市場実勢に基づき合理的に決定するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。

#### 6-2. 保険事故発生時における取扱い

保険事故発生時の仕組預金の取り扱いについては、各預金に係る取引確認書(契約締結時

交付書面)の規定に基づき取扱います。

#### 7. 免責等

- (1) 災害、事変、市場の停止・混乱など不可抗力な事由または当行の責めによらない事由により、前記6の条件等の決定が困難となった場合には、仕組預金の取引を停止することがあります。
- (2) 前記(1)と同様な事由により、満期における払戻しの条件が決定できない場合には、当行が客観的に合理的と判断する条件により払戻します。

#### 8. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、パワーフレックス取引共通規定、パワーフレックス口座円貨預金規定またはパワーフレックス口座外貨預金規定により取扱います。なお、届出事項の変更についてはパワーフレックス取引共通規定により取扱います。

以 上